

特定非営利活動法人グローバル人材開発センターへのご寄附・賛助会員費は 税制優遇の対象となります

寄附者の税制優遇

個人の場合

最大で寄附したお金の約 **50%** が戻ってくる税制優遇

【3万円を当センターに寄附していただいた場合】



寄附金控除の計算式（税額控除方式の場合）^{※1}

$(\text{寄附金額} - 2,000\text{円}) \times 50\% = \text{控除額}$ ^{※2} ^{※3}

例) 年間3万円寄附した場合の控除額

$(30,000\text{円} - 2,000\text{円}) \times 50\% = \mathbf{14,000\text{円}}$

実質負担 1万6千円で
3万円の寄附ができます

- ※1 「税額控除方式」と「所得控除方式」があります。税額控除方式を選択していただいたほうが有利な場合が多いですが、所得控除方式を選択した方が減税額が大きくなる場合もあります。
- ※2 その年中に認定・仮認定NPO法人に寄附した金額の合計です。寄附金の合計額が総所得金額の40%を超える場合は、総所得金額の40%が上限です。
- ※3 所得税の寄附金控除が40%、都道府県民税の寄附金控除が4%、市町村民税の寄附金控除が6%で最大50%となりますが自治体によって異なります。
- ※4 寄附金控除を受けるためには確定申告が必要です。年末調整で申告することはできません。

確定申告等の手続き

カンタン 3 STEPs!

STEP 1.

領収証
(寄附金受領証明書)
受領



領収証（寄附金受領証明書）は原則として1年に1回まとめて発行します。
毎年1月下旬頃に郵送でお送りします。

STEP 2

源泉徴収票
入手



寄附金控除は「年末調整」では受けられません。「確定申告」が必要です。
お勤めの方は、勤務先より「源泉徴収票」を入手してください。

STEP 3.

確定申告書
作成・提出



確定申告書を税務署で入手、または国税庁WEBサイトで作成します。
確定申告書に下記3点を添えて、お住いの管轄の税務署へ提出します。

領収証 源泉徴収票 認定・仮認定NPO法人寄附金特別控除額の計算明細表

※受付期間は例年2月中旬～3月中旬です

GOAL!

還付金
受領



内容に問題がなければ4月頃に還付金が振り込まれます。

※個人事業主の場合は、確定申告時に納付する所得税から減税されます。

※5 損金算入限度額の枠が拡大されます！

一般のNPO法人への寄附と比較して、経費にできる寄附金の限度額が高くなります。

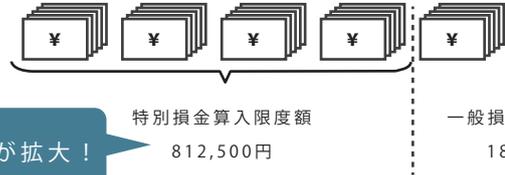
最大
約**30%**の減税

【例】

※6
資本金1億円、所得金額2,000万円の場合の寄附金損金算入限度額

認定・仮認定NPO法人に寄附をした場合の損金算入限度額

$$= \text{一般損金算入限度額} + \text{特別損金算入限度額}$$



損金算入限度額が拡大！
18万7,500円→**100万円**

※5 寄附金には損金算入限度額があります。「損金算入限度額」とは、損金（法人税法上認められている費用、損失など）としてできる算入限度額をいいます。

※6 寄附金支出前の金額

認定・仮認定NPO法人とは

NPO法人
(約50,000法人)

認定
税制優遇付与

認定・仮認定NPO法人
(約900法人)

約**1.8%**

【定義】

認定NPO法人とは、NPO法人のうち、所轄庁がその運営組織及び事業活動が適正であって取引の増進に資するものにつき一定の基準に適合したものとして認定した法人をいいます。

【趣旨】

NPO法人のうち、一定の要件を満たす法人は、所轄庁から認定されることで、税制上の優遇措置を受けることができます。この認定NPO法人への寄附を促すことにより、NPO法人の活動を支援することを目的としています。

【仮認定NPO法人制度】

設立後5年以内のNPO法人のうち、運営組織及び事業活動が適正であって特定非営利活動の健全な発展の基盤を有し公益の増進に資すると見込まれるものにつき、要件からパブリック・サポート・テスト(PST)を免除し、一定の基準に適合した場合は、税制上の優遇措置が認められる「仮認定」を1回に限り受けることができます。

※法人数は2016年4月末現在の数 出展：内閣府NPO HP

本資料は認定NPO法人へのご寄附に関する税制優遇の概略資料です。詳細につきましては国税庁、税務署等にご確認ください。

◆◆◆ グローカルセンターは2019年4月に **認定NPO法人** になりました ◆◆◆